

第1 【法人の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成16年度 中間連結 会計期間	平成17年度 中間連結 会計期間	平成18年度 中間連結 会計期間	平成16年度	平成17年度
		(自 平成16年 4月1日 至 平成16年 9月30日)	(自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日)	(自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日)	(自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日)	(自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日)
連結経常収益	百万円	215,770	194,289	177,303	434,806	386,117
連結経常利益	百万円	34,221	34,729	37,555	61,020	66,710
連結中間純利益	百万円	71,868	51,923	98,068	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	112,639	92,231
連結純資産額	百万円	1,811,965	1,913,413	1,974,242	1,875,419	2,010,339
連結総資産額	百万円	14,809,453	14,017,983	13,335,080	14,471,618	13,685,943
連結自己資本比率 (国際統一基準)	%	13.39	14.98	16.63	13.93	16.09
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△12,031	△30,781	27,328	△32,804	18,012
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	15,484	29,787	△16,260	18,307	△62,431
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	—	△2,966	47	13,375	53,858
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	23,003	14,469	38,983	—	—
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	—	—	—	18,429	27,869
職員数	人	1,374	1,368	1,361	1,374	1,366

(注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 連結純資産額および連結総資産額の算定にあたり、平成18年度中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

3. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当行は国際統一基準を採用しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第6期中	第7期中	第8期中	第6期	第7期
決算年月		平成16年9月	平成17年9月	平成18年9月	平成17年3月	平成18年3月
経常収益	百万円	215,474	194,272	174,906	431,635	385,836
経常利益	百万円	34,318	34,945	36,674	59,707	67,261
中間純利益	百万円	71,865	52,145	97,541	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	112,550	92,679
資本金	百万円	1,194,286	1,215,461	1,272,286	1,215,461	1,272,286
純資産額	百万円	1,811,977	1,913,507	1,969,498	1,875,077	2,010,684
総資産額	百万円	14,805,765	14,013,749	13,314,730	14,465,803	13,682,117
貸出金残高	百万円	14,201,246	13,266,294	12,485,427	13,860,747	12,873,226
有価証券残高	百万円	400,451	339,389	445,700	391,172	429,587
単体自己資本比率 (国際統一基準)	%	13.39	14.96	16.61	13.90	16.07
職員数	人	1,362	1,357	1,352	1,362	1,357

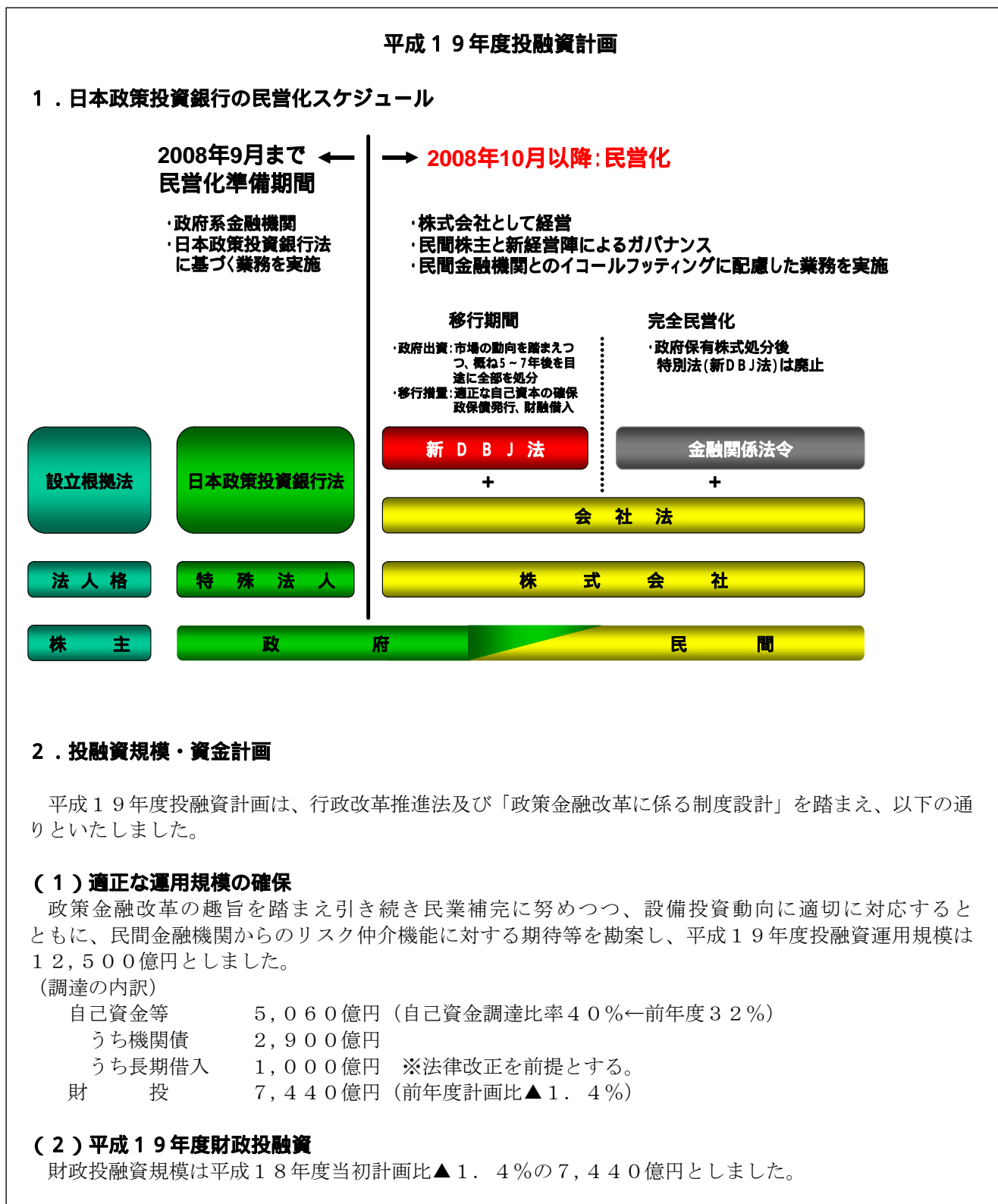
- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 2. 純資産額および総資産額の算定にあたり、平成18年9月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間における当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容の重要な変更点は次の通りです。

○平成19年度投融資計画について

当行は、平成19年度予算案（平成18年12月24日閣議決定）を受け、以下の通り、平成19年度投融資計画をとりまとめました。



2. 投融資規模・資金計画

平成19年度投融資計画は、行政改革推進法及び「政策金融改革に係る制度設計」を踏まえ、以下の通りといたしました。

(1) 適正な運用規模の確保

政策金融改革の趣旨を踏まえ引き続き民業補完に努めつつ、設備投資動向に適切に対応するとともに、民間金融機関からのリスク仲介機能に対する期待等を勘案し、平成19年度投融資運用規模は12,500億円としました。

(調達の内訳)

自己資金等	5,060億円	(自己資金調達比率40%←前年度32%)
うち機関債	2,900億円	
うち長期借入	1,000億円	※法律改正を前提とする。
財 投	7,440億円	(前年度計画比▲1.4%)

(2) 平成19年度財政投融資

財政投融資規模は平成18年度当初計画比▲1.4%の7,440億円としました。

近年の財政投融资額の推移

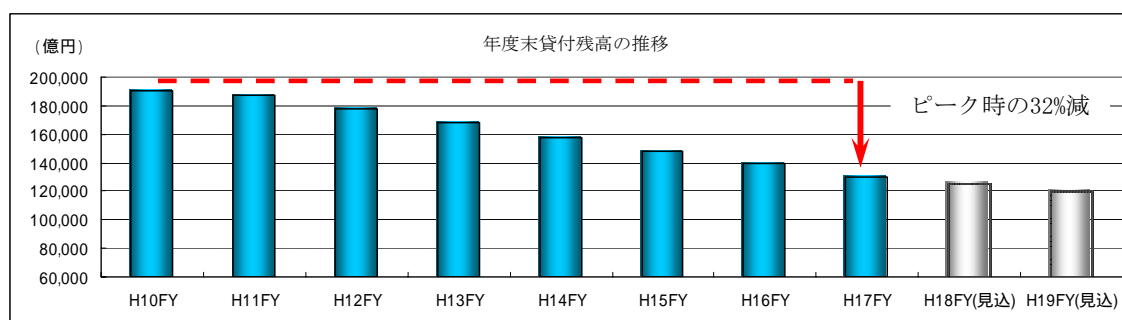
年度	金額 (億円)	前年度比 (%)	前年度比(億円)
平成 13	14,450	▲ 33.9	▲ 7,421
14	9,100	▲ 37.0	▲ 5,350
15	9,050	▲ 0.5	▲ 50
16	8,750	▲ 3.3	▲ 300
17	8,480	▲ 3.1	▲ 270
18	7,544	▲ 11.0	▲ 936
19	7,440	▲ 1.4	▲ 104

◆ 年度末貸付残高の推移

民間金融機関との協調に配慮し、残高は引き続き縮減。

	年度末貸付残高 (億円)		設備投資の 伸び率 (%)
		前年比増減額	
平成 13	168,040	▲ 9,825	0.6
14	157,900	▲ 10,140	▲ 0.6
15	148,409	▲ 9,491	4.9
16	139,656	▲ 8,753	6.9
17	129,680	▲ 9,976	11.6
18	(見込) 125,321	▲ 4,359	12.9
19	(〃) 120,851	▲ 4,470	—

※設備投資の伸び率は当年 8 月時点調査



※H10FY残高は日本開発銀行、北海道東北開発公庫の残高を合算したもの

3. 平成19年度投融资計画の特徴

(1) 新金融手法への取り組み・リスクテイク能力の発揮

民間融資の拡大を支援する多様な金融手法（パートアウト、ウェアハウジング、ローントレーディング等）を積極的に活用し、リスクの高いプロジェクトに対する民間金融機関の参入を促進。

● 民間参入促進型リスクマネー供給活性化【制度創設】

➤民間金融機関の資金供給を促進する観点から行われる融資延長権付融資、ウェアハウジングなどの金融取引を対象とした制度を創設。

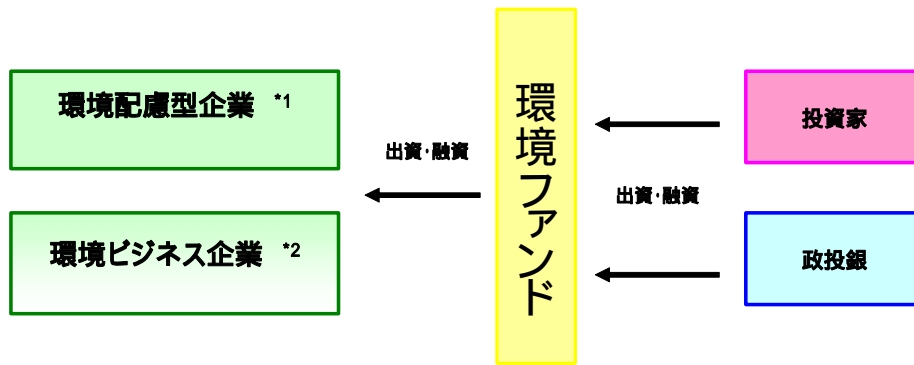
(2) 喫緊の政策課題への的確な対応

成長力・競争力強化や都市・地域再生のためのリスクマネーを供給。

防災・減災対策や環境や経済の両立など、安全・安心の確保を金融面から支援。

● 環境金融活性化【制度創設】

➤「環境と金融に関する懇談会」における、「環境等に配慮したお金の流れの拡大」を目的として、環境に配慮したファンドの組成（下図参照）などを促進。



*1: DB「環境配慮型経営促進事業」に基づく環境格付取得企業(出資対象は原則ランクA企業)
 *2: DBJ投融資指針における「(小項目)環境対策」に位置づけられる事業が売上高の1/2以上の企業(出資対象は2/3以上)

(3) 民営化を見据えた自主調達手段の拡充

新体制への移行に向けた法改正を前提として、平成19年度中に民間金融機関からの長期借入を先行実施。

4. 平成19年度投融資計画総括表

(単位: 億円、%)

	18年度		19年度		19年度投融資対象事業(例)	
	当初計画額	構成比	当初計画額	構成比		
地域再生支援	5,210	47.5	5,900	47.2		
地域経済振興	1,400	12.8	1,700	13.6	地域再生、地域の特性に応じたまちづくり・観光振興、地域競争力強化、寒冷地産業活動活性化、雇用対策等	
地域社会基盤整備	1,300	11.8	1,600	12.8	都市再生、民間資金活用型社会資本整備(PFI)、公営事業民間化等促進等	
広域ネットワーク整備	2,510	22.9	2,600	20.8	基幹交通整備、航空輸送体制整備、情報・通信網整備等	
環境対策・生活基盤	2,965	27.0	3,000	24.0		
環境・エネルギー・防災・福祉対策	2,965	27.0	3,000	24.0	環境スコアリングによる環境配慮型経営促進、防災格付による企業の防災力強化促進、京都メカニズム活用事業促進、エネルギー・セキュリティ対策、新エネルギー開発 都市治水事業等	
技術・経済活力創造	2,800	25.5	3,600	28.8		
先端技術・経済活性化	700	6.4	1,500	12.0	新技術開発、新産業創出・活性化等	
経済社会基盤整備	2,100	19.1	2,100	16.8	事業再生・産業再生、対日アクセス促進、総合セキュリティ対策支援、危機管理対応金融普及促進等	
小計	10,975	100.0	12,500	100.0		
社会資本整備促進	125	-	0	-		
合計	11,100	-	12,500	-		
調達	財政投融資	7,544	68.0	7,440	59.5	
	(うち財政融資資金借入金)	(3,744)	33.7	(3,640)	29.1	
	(うち政府保証債(国内債))	(1,900)	17.1	(1,900)	15.2	
	(うち政府保証債(外債))	(1,900)	17.1	(1,900)	15.2	
	自己資金等	3,556	32.0	5,060	40.5	
(うち財投機関債)	(2,400)	21.6	(2,900)	23.2		

(注) 19年度当初計画額には、旧北東公庫の業務相当分として1,288億円が含まれている。

○財政投融資対象事業に関する政策コスト分析について

政策コスト分析は財政投融資を活用している事業の実施に伴い、国（一般会計等）から将来にわたって投入される補助金等の額を割引現在価値に引き直して試算したもので、将来の国民負担に関するディスクロージャーを一層進めるとの観点から、平成 11 年度より取り組まれております。平成 18 年度の分析結果は財政投融資分科会での審議を経て、財務省より平成 18 年 7 月 26 日に公表されました。

当行の政策コスト分析では、平成 18 年度の投融資計画に基づいて投融資を実行したのち、平成 19 年度以降は新規投融資を行わないという前提で、すべての貸付金が回収される平成 43 年度までの 26 年間が分析期間となっており、貸付金償却率及び繰上償還率等に一定の仮定を置いて、国庫納付金額等を試算し、平成 43 年度の分析期間終了時点で資本金及び準備金を国に全額返済する前提で、現在価値にして 1,886 億円の政策コストが将来にわたり発生するという試算になっています（下表参照）。

なお、当行が収支相償原則に基づいて運営され、毎事業年度において直接的な収支差補給金を受けていないにもかかわらず、プラスの政策コストとなっているのは出資金及び法定準備金の機会費用がコストとして計算されていることによるものです。

また、平成 18 年度分析の政策コストは平成 17 年度分析の政策コスト（1,359 億円）より 527 億円増加していますが、これは試算の共通前提である割引金利の変更等により国からの出資金等の機会費用分等が増加した影響等によるものです。

（単位：億円）

区 分	17年度分析	18年度分析	増減
1. 国からの補給金等	41	37	△4
2. 国からの出資金等の機会費用分	8,625	8,844	219
1～2小計	8,666	8,881	215
3. 国への資金移転	△7,307	△6,995	312
1～3合計＝政策コスト	1,359	1,886	527
分析期間（年）	26	26	—

○特殊法人等改革に関する経緯の詳細

行政減量・効率化有識者会議において「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」及び「政策金融改革に係る制度設計」等に従い、当行の完全民営化を実現するために必要な検討がなされております。主に、新しい株式会社の設立や業務内容、移行措置等について具体化が進められているところであり、次期通常国会に提出できるよう、法案作成作業が行われています。

こうした中、平成18年11月7日、上記会議において「日本政策投資銀行に関する検討の状況等について」が報告されました。その内容は以下の通りです。

政策金融改革に係る制度設計（抜粋）	法案の検討状況
<p>Ⅲ. 商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行の完全民営化について</p> <p>【日本政策投資銀行関係】</p> <p>2. 移行期（平成20年度の新体制移行から完全民営化まで）の在り方</p> <p>(1) 完全民営化のプロセス</p> <p>政府は、日本政策投資銀行法を廃止し、政府のみが株式を保有する特殊会社を発足させる。発足時期は平成20年10月とする。</p> <p>新機関が完全民営化時点で最適なビジネスモデルを構築し、その信用力や企業価値を維持・向上できるように、政府は、財務基盤や資金調達等に係る措置を講ずる。</p> <p>主務省の監督は真に必要なものに限定することとし、民間金融機関とのイコールフットィングや財政措置に係る公益性確保の観点等に留意しつつ、政府の関与の縮小を図る。</p> <p>政府は、中長期の投融资機能を提供する金融機関としての事業基盤を確立するため、新機関の株式の処分方法について十分配慮する。</p> <p>(2) 移行期における業務の在り方</p> <p>業務等については、中長期の投融资一体となった金融機能の根幹を維持できるように、資金運用については短期貸付や出資等も含めて、資金調達については預金の受入れや金融債の発行等も含めて規定する。</p> <p>預金業務を開始する際には預金保険機構に加入し、それと併せて金融当局による検査及び監督を実施する。</p>	<p>→ 移行期に係る特別の法律において、日本政策投資銀行法を廃止し、政府のみが株式を保有する特殊会社を平成20年10月に設立する方向で検討。</p> <p>（注）行政改革推進法に基づき政府保有株式が全部処分された後、直ちに本法案を廃止するための措置等を講ずることとし、その旨を本法案に規定することで検討中。</p> <p>→ 自力での安定した資金調達体制への円滑な移行を図るため、政府保証債の発行や財融借入れを措置する方向で検討。また、資金調達手段の多様化を図る方向で検討（※2. (2)を参照）。</p> <p>→ 他の特殊会社法や銀行法等の金融関係法令の規定を参考にしつつ、必要な関与を検討中。いずれにせよ、政府の関与を縮小する方向で検討。</p> <p>→ 新会社が引き続き中長期の投融资機能を維持するための株式の処分方法のあり方について検討中。</p> <p>→ 安定的、効率的かつ多様な資金調達手段を確立するため、社債発行や借入れに加え、譲渡性預金等、預金受入れや金融債の発行を行う方向で検討。</p> <p>→ 関係省庁や法制局と協議しつつ、具体的な取扱いを検討中。</p>

政策金融改革に係る制度設計（抜粋）	法案の検討状況
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の政策上真に必要な場合には、他の民間金融機関とのイコールフットイングに配慮しつつ新機関を活用する。 <p>(3) 移行措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期の投融资機能を引き続き適切に提供するため、適正な自己資本を確保する。 ・ 資金の大宗を政府に依存している現在の調達体制から、自力での安定した資金調達体制への円滑な移行を図るため、政府保証債の発行や財融借入を認める。 <p>3. 平成20年度の新体制移行までの準備の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本政策投資銀行を政策に活用している場合には、平成20年度以降の取扱いについて利用者の事情等にも配慮しつつ検討する。特に、法令でその活用が規定されている場合には、必要な見直しを行う。 ・ 新体制への移行を円滑に進めるため、他の民間金融機関からの長期借入等の業務を可能とする。 	<p>→ 政策を所管する各省庁において検討中。</p> <p>→ 新会社の資産の承継のあり方について検討中。</p> <p>→ 自力での安定した資金調達体制への円滑な移行を図るため、政府保証債の発行や財融借入を措置する方向で検討。</p> <p>→ 政策を所管する各省庁において検討中。</p> <p>→ 現行の資金調達に加え、民間金融機関からの長期借入を規定する方向で検討。</p>

また、平成18年12月22日の同会議において、これまでの検討状況を踏まえた「株式会社日本政策投資銀行法案（仮称）の骨子について」が報告されたところです。

株式会社日本政策投資銀行法案（仮称）の骨子について
<p>「行革推進法」及び「政策金融改革に係る制度設計」に沿って、主に以下の項目について法案化する方向で検討しているところ。</p> <p>1. 本法案の目的</p> <p>この法律は、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 株式会社日本政策投資銀行の<u>完全民営化を実現</u>するため、新たな株式会社の設立、当該株式会社の目的、名称、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、 (2) 新会社は<u>出資と融資を一体として行うこと等により長期の事業資金に係る投融资機能の根幹を維持</u>することを通じて、<u>資金供給の円滑化、資本市場の活性化又は金融機能の高度化に寄与</u>することを目的とする。 <p>2. 本法案に設ける主な規定</p> <p>(1) <u>株式の処分及び本法案の廃止のための措置</u></p> <p>行革推進法の規定に基づき、政府が保有する株式を、市場動向を踏まえつつ、おおむね5年後から7年後を目途として、<u>その全てを処分することとし、処分後、直ちにこの法律を廃止するための措置を講ずる旨</u>を規定。</p> <p>長期の事業資金に係る投融资機能の根幹が維持されるよう発行する株式の処分方法等について検討し、必要な措置を講ずる旨を規定。</p>

(2) 移行期における日本政策投資銀行の在り方

① 新会社の設立等

平成20年10月に日本政策投資銀行を解散し、新たに株式会社日本政策投資銀行（仮称）を設立する。

② 業務の範囲

移行期間中の新会社が行う業務として、現行の投融資業務を基本として、資金調達（預金や金融債）及び新金融技術の活用に必要な業務（デリバティブ取引等）を規定。

③ 政府の関与

主務省の監督は真に必要なものに限定することとし、他の特殊会社法や銀行法等の金融関係法令の規定を参考に、民間金融機関とのイコールフットィングや財政措置に係る公益性の確保等に留意して、政府の関与を縮小。

(例) ・ 予算統制は廃止。（政府関係機関予算の対象外とする。）

・ 他の特殊会社同様、事業計画を認可制とする一方で、社債や借入金については個別認可制ではなく包括認可制とする。

・ 投資目的の子会社保有は自由化する一方、それ以外の子会社の保有は民間銀行並びで認可制とする。

④ 資金調達上の措置等

・ 資金の太宗を政府に依存している現在の調達体制から、自力での安定した資金調達体制への円滑な移行を図るため、移行期間中に限り、政府保証債の発行や財融借入を措置。

・ 平成19年度から、現行の資金調達に加え、民間からの長期借入を可能とする旨を規定。

⑤ その他

現行の日本政策投資銀行法は廃止。

3【関係会社の状況】

(1) 子会社・関連会社、関連公益法人に該当するものではありません。

(注) 定義は日本政策投資銀行法施行規則（平成11年大蔵省令第80号）第3条によります。

子会社： 日本政策投資銀行が議決権の過半数を実質的に所有している会社であって、資金供給業務としての出資の出資先でないもの。

関連会社： 日本政策投資銀行が議決権の100分の20以上、100分の50以下を実質的に所有し、かつ、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び営業の方針に対して重要な影響を与えることができる会社。

関連公益法人： 日本政策投資銀行の業務の一部又は日本政策投資銀行の業務に関連する事業を行っている公益法人その他これに準ずる法人で、日本政策投資銀行が出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び事業の方針決定を支配しているか若しくはそれに対して重要な影響を与えることのできるもの。

(2) 企業会計基準準拠決算では、当中間連結会計期間において、新たに当行の関係会社となった会社は次のとおりであります。

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有(又は被所有)割合(%)	当行との関係内容				
					役員の兼任等(人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
(連結子会社) DBJ事業再生投資事業組合	東京都千代田区	29,803	投資事業組合の管理等	100.0% (100.0%)	—	—	—	—	—
DBJ新産業創造投資事業組合	東京都千代田区	4,423	投資事業組合の管理等	100.0% (100.0%)	—	—	—	—	—
DBJ事業価値創造投資事業組合	東京都千代田区	20,325	投資事業組合の管理等	100.0% (100.0%)	—	—	—	—	—
DBJストラクチャード投資事業組合	東京都千代田区	3,008	投資事業組合の管理等	100.0% (100.0%)	—	—	—	—	—
DBJクレジット・ライン株式会社	東京都千代田区	90	信託受益権の取得、信託の運用委託及び指図等	100.0% (100.0%)	2	—	—	—	—
新規事業投資1号投資事業有限責任組合	東京都千代田区	800	新規事業を行う者に対する出資等	100.0% (100.0%)	—	—	—	—	—

(注) 1. ()内は子会社による間接所有の割合(内書き)。なお、上記関係会社のうち、組合形態の5社については、業務執行割合を記載しております。

2. 当行及び連結子会社は、DBJ事業再生投資事業組合、DBJ新産業創造投資事業組合、DBJ事業価値創造投資事業組合及びDBJストラクチャード投資事業組合については、100.0%の割合の出資、また、新規事業投資1号投資事業有限責任組合については、100.0%の割合の出資（うち間接出資の割合は10.0%）をそれぞれ行っております。

3. DBJ事業再生投資事業組合、DBJ新産業創造投資事業組合、DBJ事業価値創造投資事業組合及びDBJストラクチャード投資事業組合については、従来より総額取込を行っておりますが、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第20号平成18年9月8日）が公表日以後終了する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間より、連結子会社としております。

4. DBJクレジット・ライン(株)および新規事業投資1号投資事業有限責任組合については、当中間連結会計期間において新たに設立されたことに伴い、当中間連結会計期間より、連結子会社としております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

	平成18年度中
職員数（人）	1,361

(注) 役員は職員数には含めておりません。

(2) 当行の従業員数

	平成18年度中
職員数（人）	1,352

(注) 役員は職員数には含めておりません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

<当中間連結会計期間>

(金融経済環境)

当中間連結会計期間の日本経済は、主として設備投資と輸出が全体を牽引し、緩やかな成長を継続しました。

個人消費は、所得・雇用環境が緩やかに改善する中、概ね堅調に推移しましたが、夏場以降は、天候不順の影響等もあり、弱含みました。設備投資は、企業収益の改善等を背景に、増加が続きまし。住宅投資は、概ね緩やかに増加しました。公共投資は、基調として減少傾向が続きまし。輸出は、緩やかに増加しました。輸入は、ほぼ横這いで推移しました。こうした動きを背景に、生産及び第3次産業活動は概ね緩やかな増加傾向で推移しました。在庫は、電子部品・デバイス等一部の部門を除き、出荷の伸びが生産の伸びをやや上回る傾向で推移し、全体では在庫の積み上がりはみられませんで。した。

金融面をみると、民間銀行貸出残高は、中小企業向けを中心に、増加傾向で推移しました。株価は、欧米や新興国市場の株価下落等を背景に大幅に下落した後、好調な企業業績等を受け、夏場以降は緩やかな上昇基調で推移しました。短期金利は、日銀のゼロ金利政策の解除を受け、7月中旬以降0.25%近傍で推移しました。長期金利は、振れを伴いつつも概ね横這い圏内で推移しましたが、8月下旬の消費者物価指数の基準改定による下振れから、デフレ脱却への期待が弱まり、大きく低下しました。為替レートは、内外金利差を背景としたドル資産購入等から、円安基調で推移しました。

(経営方針)

上記のような状況のなかにあつて、当行は中期政策方針及び投融资指針に基づいて、地域再生支援(地域経済振興、地域社会基盤整備、広域ネットワーク整備)、環境対策・生活基盤(環境・エネルギー・防災・福祉対策)、技術・経済活力創造(先端技術・経済活性化、経済社会基盤整備)、社会資本整備促進に対して投融资を行いました。

(業績)

当中間連結会計期間の業績につきましては、次のとおりとなりました。

資産の部につきましては、前連結会計年度末比3,508億円減少し13兆3,350億円となりました。このうち貸出金は4,252億円減少し12兆4,479億円、有価証券は424億円増加し4,754億円となりました。負債の部につきましては、前連結会計年度末比3,106億円減少し11兆3,608億円となりました。このうち、債券は1,190億円増加し2兆3,808億円、借入金は4,911億円減少し8兆5,133億円となりました。また、純資産の部につきましては、1兆9,742億円となりました。なお、連結自己資本比率(国際統一基準)は16.63%となりました。

損益の状況につきましては、経常収益は前中間連結会計期間比169億円減少し1,773億円となる一方、経常費用が198億円減少し1,397億円となったため、経常利益は、前中間連結会計期間比28億円増加し375億円となりました。これに、特別損益等を加味した結果、中間純利益は、前中間連結会計期間比461億円増加し980億円となりました。

キャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、買現先勘定の純増等により、前中間連結会計期間比581億円収入が増加し273億円の収入となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得の増加等により、前中間連結会計期間比460億円支出が増加し162億円の支出となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、国庫納付による支出の剥落等により、前中間連結会計期間比29億円支出が減少し0億円の収入となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、前中間連結会計期間末比245億円増加し389億円となりました。

(1) 収支

当中間連結会計期間の資金運用収支は25億円減少し478億円、役務取引等収支は7億円増加し18億円、その他業務収支は9億円改善し△4億円となりました。

種類	期別	金額 (百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	50,402
	当中間連結会計期間	47,882
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	186,900
	当中間連結会計期間	165,933
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	136,498
	当中間連結会計期間	118,050
役務取引等収支	前中間連結会計期間	1,111
	当中間連結会計期間	1,814
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	1,130
	当中間連結会計期間	1,842
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	19
	当中間連結会計期間	28
その他業務収支	前中間連結会計期間	△1,462
	当中間連結会計期間	△486
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	2
	当中間連結会計期間	210
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	1,465
	当中間連結会計期間	696

(2) 資金運用／調達状況

当中間連結会計期間の資金運用勘定は、平均残高が貸出金を中心に9,975億円減少し13兆2,710億円、利回りが0.12%低下し2.50%となりました。一方、資金調達勘定は、平均残高が9,708億円減少し11兆1,378億円、利回りが0.13%低下し2.12%となりました。

種類	期別	平均残高	利息	利回
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	14,268,639	186,900	2.62
	当中間連結会計期間	13,271,063	165,933	2.50
うち貸出金	前中間連結会計期間	13,543,353	185,967	2.74
	当中間連結会計期間	12,674,218	164,482	2.59
うち有価証券	前中間連結会計期間	526,807	932	0.35
	当中間連結会計期間	580,911	1,427	0.49
うち預け金	前中間連結会計期間	198,473	0	0.00
	当中間連結会計期間	15,934	9	0.11
資金調達勘定	前中間連結会計期間	12,108,738	136,498	2.25
	当中間連結会計期間	11,137,858	118,050	2.12
うち債券	前中間連結会計期間	2,110,591	15,071	1.42
	当中間連結会計期間	2,311,135	15,984	1.38
うち借入金	前中間連結会計期間	9,995,910	112,381	2.24
	当中間連結会計期間	8,824,664	90,988	2.06

- (注) 1. 平均残高は、日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内連結子会社については、期首・期末の平均残高を利用しております。
 2. 有価証券には、投資事業有限責任組合又はそれに類する組合への出資で証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるものは含んでおりません。
 3. 買現先勘定は有価証券に含まれております。

(3) 貸出金残高の状況

業種別貸出状況 (残高・構成比)

業種別	平成17年9月30日		平成18年9月30日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)
製造業	2,446,024	18.4	2,368,137	19.0
農・林・漁業	1,873	0.0	1,693	0.0
鉱業	21,871	0.1	27,213	0.2
建設業	22,973	0.1	19,899	0.1
電気・ガス・熱供給・水道業	3,042,565	22.9	2,683,713	21.5
運輸・通信業	4,762,733	35.9	4,455,880	35.7
卸売・小売業	536,295	4.0	546,513	4.3
金融・保険業	183,510	1.3	219,651	1.7
不動産業	1,396,027	10.5	1,258,493	10.1
サービス業	850,671	6.4	865,036	6.9
地方公共団体	1,748	0.0	1,743	0.0
合計	13,266,294	100.0	12,447,978	100.0

(4) 有価証券の状況

有価証券残高（未残）

種類	期別	金額（百万円）
国債	前中間連結会計期間	121,760
	当中間連結会計期間	180,584
地方債	前中間連結会計期間	—
	当中間連結会計期間	—
社債	前中間連結会計期間	42,523
	当中間連結会計期間	61,784
株式	前中間連結会計期間	130,193
	当中間連結会計期間	167,122
その他の証券	前中間連結会計期間	48,098
	当中間連結会計期間	65,968
合計	前中間連結会計期間	342,576
	当中間連結会計期間	475,460

(注) 「その他の証券」には、投資事業有限責任組合又はそれに類する組合への出資で証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるものを含んでおります。

(単体情報)

(参考) 当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要 (単体)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	50,278	48,593	△1,685
経費(除く臨時処理分)	△13,029	△12,664	365
人件費	△8,405	△8,095	310
物件費	△3,935	△3,844	91
税金	△688	△724	△36
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	——	35,928	——
のれん償却額	——	—	—
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	37,249	35,928	△1,321
一般貸倒引当金繰入額	—	—	—
業務純益	37,249	35,928	△1,321
うち債券関係損益	—	—	—
臨時損益	△2,304	746	3,050
株式関係損益	△975	△1,576	△601
不良債権処理損失	△4,052	△3,484	568
貸出金償却	△4,052	△3,484	568
個別貸倒引当金繰入額	—	—	—
その他の債権売却損等	—	—	—
その他臨時損益	2,724	5,807	3,083
経常利益	34,945	36,674	1,729
特別損益	17,200	60,866	43,666
うち償却債権取立益	3,600	969	△2,631
うち貸倒引当金戻入益	13,938	59,898	45,960
中間純利益	52,145	97,541	45,396

(注) 1. 業務粗利益=資金運用収支+役員取引等収支+その他業務収支

2. 業務純益=業務粗利益-経費(除く臨時処理分)-一般貸倒引当金繰入額

3. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除いたものであります。

4. 債券関係損益=国債等債券売却益(+国債等債券償還益)-国債等債券売却損(-国債等債券償還損)-国債等債券償却

5. 株式関係損益=株式等売却益+株式等償還益-株式等売却損-株式等償却-投資損失引当金繰入額

2. 利鞘（単体）

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	2.62	2.48	△0.14
(イ) 貸出金利回	2.74	2.57	△0.17
(ロ) 有価証券利回	0.34	0.39	0.05
(2) 資金調達原価 ②	2.48	2.35	△0.13
(イ) 預金等利回	—	—	—
(ロ) 外部負債利回	2.25	2.12	△0.13
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.13	0.13	0.00

3. ROE（単体）

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	—	3.73	—
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	3.92	3.73	△0.19
業務純益ベース	3.92	3.73	△0.19
中間純利益ベース	5.49	10.15	4.66

4. 貸出金の状況（単体）

貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
貸出金（末残）	13,266,294	12,485,427	△780,867
貸出金（平残）	13,543,353	12,711,667	△831,686

5. 債務の保証（支払承諾）の状況（単体）

支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数 (件)	金額 (百万円)	口数 (件)	金額 (百万円)
保証	54	103,075	64	226,676

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国際統一基準を採用しております。

連結自己資本比率(国際統一基準)

項目		平成17年9月30日	平成18年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	資本金	1,215,461	1,272,286
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	—	—
	利益剰余金	694,330	832,706
	自己株式(△)	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	△328
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子会社の少数株主持分	4,229	4,342
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	連結調整勘定相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計(上記各項目の合計額)	—	2,109,006
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計(A)	1,914,021	2,109,006
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	—	
補完的項目	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	1,662	2,702
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	137,195	70,887
	負債性資本調達手段等	—	—
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	—	—
	計	138,858	73,589
うち自己資本への算入額(B)	138,858	73,589	
控除項目	控除項目(注4)(C)	—	—
自己資本額	(A) + (B) - (C)(D)	2,052,879	2,182,596
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	13,297,876	12,626,916
	オフ・バランス取引項目	398,275	495,844
	計(E)	13,696,152	13,122,760
連結自己資本比率(国際統一基準) = D/E × 100 (%)		14.98	16.63

- (注) 1. 告示第4条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
2. 告示第5条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済みのものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第5条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第7条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

単体自己資本比率（国際統一基準）

項目		平成17年9月30日	平成18年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目	資本金	1,215,461	1,272,286
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	準備金	1,068,918	1,076,594
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	—	—
	その他利益剰余金	—	△244,055
	任意積立金	—	—
	中間未処理損失	△374,455	—
	その他	—	—
	自己株式（△）	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	—	—
	その他有価証券の評価差損（△）	—	△328
	新株予約権	—	—
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額（△）	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（△）	—	—
	繰延税金資産の控除前の基本的項目計（上記各項目の合計額）	—	2,104,496
	繰延税金資産の控除金額（△）	—	—
計 (A)	1,909,924	2,104,496	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	—	
補完的項目	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	1,612	2,678
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	137,195	70,915
	負債性資本調達手段等	—	—
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	—	—
	計	138,807	73,594
うち自己資本への算入額 (B)	138,807	73,594	
控除項目	控除項目(注4) (C)	—	—
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	2,048,731	2,178,090
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	13,294,659	12,607,984
	オフ・バランス取引項目	398,265	498,844
	計 (E)	13,692,925	13,106,828
単体自己資本比率（国際統一基準）= D/E × 100 (%)		14.96	16.61

(注) 1. 告示第14条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

2. 告示第15条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済みのものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第15条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第17条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。

(資産の査定)

(参考)

当行は、「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」等に準拠した「自己査定基準」に則り、債務者区分及び資産分類を実施しております。

格付及び資産自己査定の実施にあたっては、投融資部門から独立した審査部がこれを決定し、ALM及びリスク管理の総合的な意思決定機関であるALM委員会に報告しております。

また、資産自己査定の結果については、銀行法に基づくリスク管理債権及び金融再生法開示債権も含めて、資産の分類及び集計の妥当性について「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(平成9年4月15日、改平成11年4月30日 日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に準拠した監査法人による監査を受け、リスク管理債権及び金融再生法開示債権を開示しております。

(注) 当行では、原則として債権等に対する取立不能見込額を部分直接償却する会計処理を実施しております。

○ リスク管理債権の状況(単体)

資産の査定は、「銀行法」に基づき、当行の貸借対照表の貸出金について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破綻先債権

破綻先債権とは、資産自己査定の結果、破綻先に区分された債務者に対する貸出金をいう。

2 延滞債権

延滞債権とは、資産自己査定の結果、実質破綻先及び破綻懸念先に区分された債務者に対する貸出金をいう。

3 3ヶ月以上延滞債権

3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものをいう。

4 貸出条件緩和債権

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、「破綻先債権」、「延滞債権」及び「3ヶ月以上延滞債権」に該当しないものをいう。

リスク管理債権は、前中間会計期間末比1,274億円減少して1,753億円となりました。

債権区分別では、破綻先債権額が125億円、延滞債権額が833億円、3ヶ月以上延滞債権額は0億円、貸出条件緩和債権額が793億円となっております。

(単位：億円)

	前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
破綻先債権額	203	125	△77
延滞債権額	1,762	833	△928
3ヶ月以上延滞債権額	—	0	0
貸出条件緩和債権額	1,062	793	△268
合計	3,027	1,753	△1,274

リスク管理債権の業種別構成

(単位：億円)

	前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
製造業	107	95	△12
農・林・漁業	0	0	0
鉱業	8	5	△2
建設業	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	5	5	0
運輸・通信業	344	180	△164
卸売・小売業	305	76	△229
金融・保険業	—	—	—
不動産業	1,484	776	△708
サービス業	770	612	△157
地方公共団体	—	—	—
合計	3,027	1,753	△1,274

第三セクターに対するリスク管理債権

(単位：億円)

	前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
破綻先債権	130	99	△31
延滞債権	943	245	△697
3ヶ月以上延滞債権	—	—	—
貸出条件緩和債権	615	495	△119
合計 (a)	1,688	840	△847

(注) 第三セクターとは、地方公共団体が出資又は拠出を行っている法人(但し、上場企業は除く)をいう。

第三セクターに対する貸出金残高 (末残) (b)	14,288	12,650	△1,638
-----------------------------	--------	--------	--------

(単位：%)

貸出金残高比率 = (a) ÷ (b)	11.8	6.6	△5.2
---------------------	------	-----	------

当行は、地方公共団体の出資または拠出に係る法人（いわゆる「第三セクター」については、明確な定義がありませんが、以下では地方公共団体が出資または拠出を行っている法人（但し、上場企業は除く）として整理しております）が行う鉄軌道事業、空港ターミナル事業、CATV事業、地下駐車場、再開発・国際会議場等の都市開発事業等の公共性・公益性の高いプロジェクトを対象として、社会資本整備促進融資を含む各投融資制度に基づいて投融資を行っております。これらの事業は、民間事業者では実施が困難な投資回収に長期を要する低収益のものが多くなっております。

これらの法人への前中間会計期間末の貸出金残高は1兆4,288億円（うちリスク管理債権は1,688億円、比率は11.8%、なお当行全体のリスク管理債権比率は2.3%）、当中間会計期間末の貸出金残高は1兆2,650億円（うちリスク管理債権は840億円、比率6.6%、なお当行全体のリスク管理債権比率は1.4%）です。

第三セクター向け貸出債権に占めるリスク管理債権の割合が高くなっているのは、第三セクターが行う事業が公共性・公益性が高く、一般的に投資回収に長期を要することに加え、経済低迷の影響で売上実績等が計画を下回った等の理由によるものです。当行といたしましては、地方公共団体をはじめとする関係者とも協調して、当該事業が継続されることにより本来の政策効果が維持されるよう努めております。

○ 金融再生法開示債権の状況（単体）

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、当行の貸借対照表の貸出金及びその他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれに準ずる債権

破産更生債権及びこれに準ずる債権とは、破産、会社更生、民事再生等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

金融再生法開示債権は、前中間会計期間末比6,612億円減少して12兆7,645億円となりました。

債権区分別では、破産更生債権及びこれらに準ずる債権が171億円、危険債権が788億円及び要管理債権が793億円となっております。

（単位：億円）

	前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	252	171	△81
危険債権	1,713	788	△925
要管理債権	1,062	793	△268
合計	3,028	1,753	△1,275
正常債権	131,229	125,891	△5,337
総計	134,258	127,645	△6,612

日本政策投資銀行：資産自己査定、債権保全状況（平成18年9月中間期）（単体）

（単位：億円）

債務者区分	金融再生法に基づく開示債権	非分類～Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類	貸倒引当金	（参考）引当金及び担保・保証等によるカバー率	リスク管理債権
破綻先 実質破綻先 171	破産更生債権及びこれらに準ずる債権 171	全額担保・保証・引当金によりカバー うち引当金 171 2	引当率 100% 引当金は非分類に計上	（部分直接償却） 697	643	100%	破綻先債権 125
破綻懸念先 788	危険債権 788	うち担保・保証・引当金によりカバー 788 うち引当金 640	引当率 100% 引当金は非分類に計上	（部分直接償却） 33		100%	延滞債権 833
要管理先債権 906	要管理債権 793	うち担保・保証によりカバー 437	信用部分に対する引当率 60.1%	（部分直接償却） 4	709	82.1%	3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権 793
要注意先 7,312	正常債権 125,891					債権残高に対する引当率 4.6%	
正常先 118,466						債権残高に対する引当率 0.1%	
債権残高合計 127,645	開示債権合計 127,645				貸倒引当金合計 1,352	債権残高に対する引当率 1.1%	リスク管理債権 1,753

（注） 1. 「要管理債権」は、個別貸出金ベースで、リスク管理債権における3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に一致します。

「要管理先債権」は、「要管理債権」を有する債務者に対する総与信額です。

2. リスク管理債権の合計額と金融再生法開示債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに要管理債権の合計額の差額は、金融再生法開示債権に含まれる貸出金以外の債権額です。
3. 要管理先債権及び破綻懸念先のⅣ分類は、実質破綻先及び破綻先から債務者区分が上方遷移した取引先に対するものです。

○ 与信関係費用（単体）

当中間会計期間の与信関係費用は、業況改善等による格上げ及び対象残高の減少により一般貸倒引当金が492億円の取崩となったことを主因として、全体では573億円の利益計上となりました。

（単位：億円）

	前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
個別貸倒引当金繰入額	△18	△106	△88
貸出金償却	40	34	△6
その他	△36	△9	27
小計	△14	△81	△67
一般貸倒引当金繰入額	△120	△492	△372
与信関係費用総額	△134	△573	△439

2 【生産、受注及び販売の状況】

生産、受注及び販売の状況は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

当行は、平成17年3月31日に主務大臣により作成された中期政策方針（第7期～第9期）に基づき業務運営を行っております。当行の業務運営に関する基本的な考え方として、①政策要請に対する適切かつ機動的な対応を旨とし、地域再生、環境対策や生活基盤の充実、技術振興等を推進し、もって経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に寄与すること、②業務運営に当たっては、国の経済運営に関する諸方針を踏まえるとともに、特殊法人等合理化計画や経済財政諮問会議の議論等に沿って民業補完に徹した事業見直しを行なうことを求められています。

当行は「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において、機能および組織を一体として維持しつつ、民営化されることが決定されました。これを受けて、「簡素で効果的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」が平成18年5月26日に成立しました。同法律では、政府は当行の完全民営化に当たって、円滑な運営に必要な財政基盤を確保するための措置を講ずるとともに、当行の有する長期の事業資金に係る投融資機能の根幹が維持されることとなるよう、必要な措置を講ずることが定められました。

こうした中で、今後制定される当行民営化に関する法律等を踏まえつつ、適切な経営計画・ビジネスモデルを検討することが最重要の課題と認識しております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4 【法人の状況】

1 【資本金の状況】

年月日	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)
平成18年4月1日～ 平成18年9月30日	—	1,272,286

2 【役員の状況】

前事業年度の債券報告書の公表日以後、当半期債券報告書の公表日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

役職	氏名 (生年月日)	略歴	就任年月日
理事	阿部 健 (昭和25年6月25日生)	昭和49年4月 建設省入省 平成17年8月 国土交通省土地・水資源局長 18年7月 当行理事(現職)	平成18年7月25日
理事	竹内 洋 (昭和24年7月14日生)	昭和48年4月 大蔵省入省 平成17年8月 財務省関税局長 18年8月 当行理事(現職)	平成18年8月23日
理事	柳 正 憲 (昭和25年10月6日生)	昭和49年4月 日本開発銀行入行 平成11年10月 当行秘書役 12年6月 交通・生活部長 14年4月 総合企画部長 16年6月 関西支店長 18年10月 理事(現職)	平成18年10月1日

(2) 退任役員

役職	氏名 (生年月日)	退任年月日
理事	松原文雄 (昭和25年3月20日生)	平成18年7月10日
理事	乾文男 (昭和22年10月7日生)	平成18年8月23日
副総裁	大川澄人 (昭和22年1月27日生)	平成18年10月1日

(3) 役職の異動

平成18年10月1日付で以下の異動がありました。

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
副総裁	理 事	荒 木 幹 夫	平成18年10月1日